

岡田重美議員の質問



質問する岡田重美議員(6月16日)

産廃処分場計画については、市民から多くの不安が寄せられており3月議会でも質問をいたしました。市長からも、知事に市民の懸念をしっかりと伝えていくとの答弁がありました。

その後、4月にわが党の山下よしき参議院議員と一緒に建設予定地を視察し、住民の方と懇談会を行いました。そこでも「大型トレーラーが何台も集落の道路を通ることになるが危険だ」「県外からのごみが多く何が搬入されるかわからない」「野洲川の源流の自然豊かな地域に産廃を建ててよいのか。子や孫のことを思うと建設は反対だ」「硫化水素が漏れた栗東の沼の問題もあり、心配だ」など次々と意見が出されました。

5月に行った政府交渉では、懇談会で出された

意見をもとに直接、環境省に見解を求めました。そのこともふまえ、以下お伺いします。

①県に確認したところ、現在業者は、現地調査を行うにあたっての方法書を作成中とのことです。作成後は業者による住民説明会が開催されるとのことですが、どのような内容で、いつ頃、どこで開催されるのか、市は把握されているのでしょうか。

②これまでの業者の説明では、搬入される産廃のうち滋賀県内からの搬入は2割程度で、8割以上が他府県から持ち込まれるとのことでした。大阪や京都に加え、岐阜や愛知、三重などの東海圏内や関東からも搬入があるとのことでした。自然豊かな河川の上流地域に産廃が建設

される懸念と同時に、8割以上が県外から持ち込まれることにも周辺住民は不安、疑問に思っております。

政府交渉の際、担当者は、「法律上で搬入の制限はできないが、建設の審査にあたっては、周辺地域の生活環境上の影響が出ないことが考慮されることになる」と言われていました。県内最大規模

の産廃施設ができれば、周辺地域の生活に影響が出ることは十分に考えられます。なぜ、県外からの産廃を8割も受け入れなくてはならないのか、住民の不安や疑問は当然のことではないでしょうか。市長の見解をお伺いします。

また、5月29日に山下よしき議員が4月の現地調査をふまえ、参議院

環境委員会でのこの問題を取りあげました。県外から産業廃棄物を持ち込む際には、事前協議をしてくださいという条例を定めている自治体もあるとのことでした。仮に今回の産廃施設が建設された場合のことも考え、条例化されている自治体の例を参考に、本市においても事前協議制度の条例化を検討されてはいかがでしょうか。

岩永甲賀市長の答弁

1点目の「方法書作成後の住民説明会の内容や開催時期」についてであります。

滋賀県環境影響評価条例に基づく次の段階は、事業者自らが、環境影響評価の項目や方法等を記載した「環境影響評価方法書」を作成し、これを広く周知することにより、有益な環境情報を収集し、方法書の記載内容をより適切なものにしていく段階となっております。事業者によると、方法

書の縦覧期間は、7月16日から8月15日の31日間、それに対する意見書の提出期限は8月29日の予定とされています。

また、方法書の内容を周知するため、7月25日と7月26日に、土山開発センターにて住民説明会を開催し、安定型産業廃棄物最終処分場の事業計画や環境アセスメントの手法を説明される予定と聞き及んでおります。なお、日時、縦覧場所の詳細につきましては7月の広報に掲載を予定して

おります。以上、答弁といたします。

2点目の「県外からの産業廃棄物を8割も受け入れることに対する見解と条例化の検討」についてであります。

安定型産業廃棄物最終処分場が建設されることにより生じる、周辺地域の生活環境上の影響については、現在、事業者が県条例に基づいて環境影響評価の手続きを進めております。本市といたし

ましては、県外からの受入れが何割までが許容範囲かという判断は難しいところではあります。が、廃棄物の排出場所に関わらず、当該施設に対する地域住民の皆様の不安や懸念が払拭されるよう、機会あるごとに滋賀県および事業者に働きかけていくことが必要であると考えております。

また、ご提案いただきました条例化については、産業廃棄物に関する許可権限を有する都道府県、政令指定都市、中核市において、事前協議等に関する条例を制定されている自治体は見受けられますが、それ以外の市町村においては条例化は現時点において確認できておらず、法令等から鑑みますと困難な状況であると考えております。

引き続き、市民の皆様への声を事業者に届け、県に対して、環境影響評価の各段階において徹底した審査が行われるよう強く求めていくことなど、限られた役割となります。が、本市の自然環境や生活環境の保全に最大限尽力してまいる所存でございます。

以上、答弁といたします。